

# 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に基づく福島県立入検査実施要領

平成15年2月14日 15県安第143号

改正 平成19年3月6日 18県安第2908号

改正 平成27年6月18日 27危管第1325号

改正 平成30年5月21日 30危管第608号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第83条第3項の規定による液化石油ガス販売事業者若しくは充てん事業者に対する立入検査又は同条第4項の規定による保安機関に対する立入検査の方法及びその結果の取り扱いを次のとおり定める。

ただし、LPガス事故等が発生した際の立入検査等を緊急に実施する場合は、別途定める要領等に従って行うこととする。

## 1 立入検査の目的

この要領に基づく立入検査は、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって法の執行の適正化を図ることを目的として実施する。

## 2 立入検査の対象

立入検査の対象は、法第3条の規定により知事が登録をした液化石油ガス販売事業者、法第29条の規定により知事が認定をした保安機関及び法第37条の4の規定により知事が許可した充てん事業者（以下「事業者」という。）とする。

## 3 立入検査に係る実施計画の策定

- (1) 立入検査に係る実施計画（以下「立入検査計画」という。）を策定するに当たっては、1事業者につき概ね3年に1回の頻度で行えるよう毎年度当初において計画することとする。
- (2) 策定した立入検査計画については、その実施予定月及び月毎の予定件数を毎年度4月30日までに消防保安課あて報告することとする。
- (3) 立入検査計画は、計画作成後の情勢変化等により必要と判断した場合には、

変更することができることとする。

- (4) 立入検査計画には、重点項目、被検査事業者及び立入検査の時期を定めることとする。

ただし、臨時に行う立入検査については、この限りでない。

#### 4 立入検査の実施

##### (1) 検査日の通知

立入検査の実施に当たっては、事業者に対し、原則として立入検査実施予定日の1週間前までに文書で立入検査の実施を通知することとする。

ただし、臨時に行う立入検査については、この限りでない。

##### (2) 検査日等の変更

(1)の通知到達後、事業者側から検査日等の変更について要請があった場合は、立入検査の実施に支障がない限度において検査日等を調整するものとする。

##### (3) 事前確認事項

立入検査の実施に当たっては、適切な指導を行うため、次の事項について事前に確認することとする。

ア 当該事業者に係る前回の立入検査結果

イ 液化石油ガス販売事業者にあつては、直近の液化石油ガス販売事業報告

ウ 保安機関にあつては、直近の保安業務実施状況報告

エ 充てん事業者にあつては、直近の充てん事業報告

オ 当該事業者に係る過去の事故発生状況

カ 当該事業者に係るその他の指導状況

##### (4) 事前調査書兼立入検査記録の作成

立入検査の効率化を図るため、(1)の検査日の通知に併せて「事前調査書兼立入検査記録」(別紙1)を送付し、事業者が事前に作成したものを立入検査当日1部提出するよう依頼することとする。

##### (5) 改善状況等の確認

立入検査当日は、必要に応じ(3)に掲げる関係資料を持参し、前回指導事項の改善状況等を確認することとする。

##### (6) 立入検査の実施体制

ア 立入検査は、原則として2名以上の職員で実施することとする。

イ 立入調査に従事する職員は、必ず所定の立入検査証を持参し、相手方から提示を求められた場合はこれを提示することとする。

## 5 立入検査の方法

立入検査は、次に定める方法により行うこととする。

- (1) 原則として、4の(4)の「事前調査書兼立入検査記録」に掲げる事項についてヒアリングを実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。

ただし、検査時間等の制約で「事前調査書兼立入検査記録」に掲げる全ての事項について検査できない場合は、適宜必要な事項について重点的に検査する。

- (2) 検査結果は、A(適)、B(不完全)、C(不適)及びD(該当なし)で記載する。
- (3) 検査結果がBの場合は口頭で、Cの場合は後日文書で改善すべき点を指摘し、改善を指導する。ただし、前回の立入検査において口頭で改善を指導した事項について改善が図られていない場合は検査結果をCとし、後日文書で改善を指導する。

## 6 検査実施上の注意事項

- (1) 検査開始の際に、「本検査は、液化石油ガス法第83条に基づき行われる立入検査であること」を被検査事業者の説明すること。
- (2) 本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ教示すること。(法第101条第5号及び第6号)
- (3) 検査を実施する際には、以上の検査のほか、法の内容、本県の保安業務計画、各種保安情報等についても説明を行い、事業者の保安意識の啓蒙に努めること。
- (4) 検査結果において、改善を要する事項がある場合には、次により措置すること。
  - ア 当該事項が法令等に基づき軽微であると判断される場合は、その場において法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示すること。
  - イ 当該事項が法令等に基づき重要であると判断される場合は、法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示するとともに、適宜一定期限を定めて改善報告の提出を指示すること。
  - ウ 当該事項が法令等に基づき重大であると判断される場合は、文書による嚴重注意処分又は行政処分について検討し、相当であると判断される場合は、処分を決定すること。

ただし、地方振興局長が行政処分を行うのは、委任事項に係るものに限る。地方振興局長の委任事項に係るもの以外で行政処分について検討する必要

がある場合は、消防保安課へ情報を提供すること。

なお、行政処分を決定する場合は、必要に応じ消防保安課へ協議すること。

エ 行政処分を行った場合は、消防保安課へ報告すること。

## 7 立入検査中の疑義

- (1) 検査を行っている時間内に疑義が生じ、検査時間内で解決できない場合は、持ち帰った上で、法令等に照らして適切であるか否かの検討をし、後日対処することとする。
- (2) 必要に応じ、被検査事業者から追加説明を求め、又は再立入検査等を行うこととする。

## 8 立入検査の報告等

- (1) 検査を実施した者は、検査を終了したとき、「立入検査報告書」(別紙2)を作成して地方振興局長に報告することとする。  
なお、作成に当たっては、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を必ず記入することとする。
- (2) 検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに当該事業者に対し、別紙3により指導通知を行うこととする。
- (3) 6の(4)のイの改善を要する事項があった場合には、事業者に対して、併せて「改善報告書」(別紙4)により報告を求め改善を促すこととする。
- (4) 改善結果については、被検査事業者から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再立入検査を行うことにより、改善状況を確認することとする。
- (5) 消防保安課には、毎年4月30日までにその年度の立入検査実施計画を報告するとともに、4半期毎に「高圧ガス関係立入検査実施状況報告書」(別紙5)により報告することとする。

### 附 則

本実施要領は、平成15年2月14日から施行する。

附 則(平成19年18県安第2908号)

本実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年27危管第1325号)

本実施要領は、平成27年6月18日から施行する。

附 則(平成30年30危管第608号)

本実施要領は、平成30年5月21日から施行する。